

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

- ☑ 人手不足対策
- ☑ 事業継続
- ☑ 生産性向上

**山口市中小企業****第3弾**

省人化・省力化 機器等導入支援補助金

人手不足の対応に向けて、人が行う業務を代替する
機器・ソフトウェア等を導入する経費を支援します

募集期間

令和8年10月1日(木)～令和9年1月15日(金)
※但し、予算が無くなり次第受付終了

**対象事業者**

山口市内に事務所等を有する中小企業者等
(個人事業主、社会福祉法人、医療法人、NPO等の団体を含む)

上限額**最大****50万円**

(リース又は利用する場合は最大10万円)

補助率1/2**補助対象機器等・補助金額**

補助対象機器等	補助率、補助限度額	補助対象経費
自動精算機（セルフレジ）、券売機、自動チェックイン機、食器洗浄機、清掃ロボット、配膳ロボット、調理ロボット、セルフオーダーシステム、顧客管理・在庫管理システム、電話自動応答システム、会計ソフトウェア、その他の人が行う業務を代替できる機器、ソフトウェア等	【購入する場合】※ 補助対象経費（税抜）の 1/2、50万円	購入費、工事費 その他、市長又は運営主体 が必要と認める経費
	【リース又は利用 する場合】 補助対象経費（税抜）の 1/2、10万円	リース費、利用料、 工事費 その他、市長又は運営主体 が必要と認める経費

※汎用性があり、他の用途に使用可能なもの（例：タブレット端末・スマートフォン等）については、補助対象機器等を購入する場合で、かつ、補助対象機器等と併せての購入が必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費の1/2を上限として対象とします。

※[購入]と[リース又は利用]の両方の区分を申請できますが、補助額は最大50万円（うち、リース又は利用分は10万円）までとなります。

(注) 対象外となる経費の詳細については、市ウェブサイトにてご確認ください。

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

山口商工会議所 省人化・省力化補助金係
TEL : 083-925-2300
〒753-0086 山口市中市町1番10号

※詳しくはこちらの
QRコードをご覧ください



申請・交付の
流れは裏面へ



申請から補助金交付までの流れ

※詳細は、「山口市中小企業省人化・省力化機器等導入支援補助金（第3弾）」市ウェブサイト（QRコード）にて必ずご確認ください。

交付申請

令和8年10月1日(木)～令和9年1月15日(金)
※但し、予算が無くなり次第受付終了
※申請書類の提出は郵送をお願いします。



(運営主体) 交付決定通知



補助対象事業実施

※補助金の交付決定通知日以降に
補助対象事業（機器等の導入等）、
支払いを実施してください。
※令和9年2月19日(金)までに事業が終了すること



実績報告兼交付請求

※事業完了後から30日を経過した日又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに支払いを完了し、実績報告書を提出してください。



(運営主体) 審査・確定通知 補助金の支払

提出書類

- ☐ 交付申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（別紙1）
- ☐ 収支予算書（別紙2）
- ☐ 省人化・省力化確認票（別紙3）
- ☐ 事業実施の内容や見積書等の金額がわかる資料
- ☐ 導入する機器、ソフトウェア等の概要がわかるもの（導入する機器の仕様書又は製品等のカタログ等の写し）
- ☐ 施設改修や設置を伴う場合は改修箇所及び設置箇所の現況写真
- ☐ 【法人】現在事項全部証明書（申請日前3カ月以内に発行されたもの）の写し又はこれに代わるもの
【個人事業主】直近の確定申告の写し、又はこれに代わるもの及び山口市での居住が証明できるものの写し
- ☐ 市税の滞納のないことの証明書（申請日前3カ月以内に発行されたもの）



提出書類

- ☐ 実績報告書兼請求書（様式第7号）
- ☐ 実績報告書（別紙4）
- ☐ 収支決算書（別紙5）
- ☐ 補助事業の支払いを証する書類
- ☐ 補助事業の実施がわかる写真等（機器等を設置した写真等）



補助対象外経費

- ・交付申請日において、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「中小企業省力化投資補助事業」の製品カタログに登録されている製品の導入に係る経費
- ・キャッシュレス決済に係るシステム及び決済機器の導入経費
- ・当該補助金以外に国、県、市等の公的支援を受けた経費
- ・市外の店舗に機器等を導入する取組に係る経費
- ・既に導入している機器等の入れ替え又は更新に係る経費
- ・中古品の購入費、原材料及び消耗品の購入に係る経費、人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得に係る経費、施設の保守管理費、水道光熱費、金融機関などへの振込手数料、家賃、保険料、交際費（飲食・接待）、公租公課、当該補助制度と整合性がない経費
- ・既存機器等の撤去、修理又は改修に係る経費及び処分費
- ・汎用性があり、他の用途に使用可能なものの購入費（ただし、補助対象機器等の導入と併せての購入が必要な場合に限り、補助対象機器等の購入費用の2分の1を上限として、対象とする。）
- ・予備的、将来的に備えるための経費
- ・贈与又は転売を目的とした経費
- ・当該補助金の申請者の親会社、子会社などの関連会社等の取引に係る経費